

高齢者が活躍する、これからの働き方



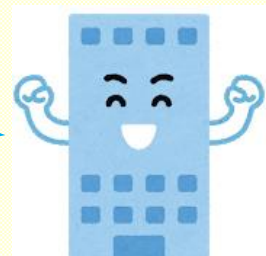
高齢者活躍企業コンテスト

(旧高齢者雇用開発コンテスト)

高齢者がいきいきと働くことのできる
職場づくりの事例を募集します！

あなたの職場の雇用管理や職場改善に関する創意工夫の事例を募集します。コンテストは厚生労働省との共催で毎年開催し、優秀な事例については10月の「高齢者雇用支援月間」において表彰を行います。

あなたの職場の改善事例を
ご紹介ください



1. 応募書類等

- イ. 指定の応募様式に記入していただき、写真・図・イラスト等、改善等の内容を具体的に示す資料を添付してください。
- ロ. 応募様式は、電子媒体にて配付します。当機構ホームページから入手できます。
詳しくは大阪支部高齢・障害者業務課まで（最終ページ末尾にURLおよびQRコードを表示）。
- ハ. 応募書類等は返却いたしません。

2. 応募締切日

令和3年3月31日（水）当日消印有効

3. 応募・問合せ先

大阪支部 高齢・障害者業務課 TEL06-7664-0782

高齢者活躍企業コンテスト

検索

主催 厚生労働省、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

平成28年度 厚生労働大臣表彰優秀賞

エバオン株式会社（大阪市中心区）

『限りなき挑戦を行う』を経営理念に掲げ
継続雇用制度を大幅に改定し「生涯現役」
で働ける職場を実現

業種：機械器具卸売業
社員数：101名
社員に占める高齢労働者（60歳以上）の比率：24%
定年年齢：70歳
定年後の継続雇用：年齢上限なし
社員の最高年齢者：76歳
※いずれも受賞当時の状況です



○高齢者が働きやすい職場づくりのために行った改善や工夫

【概要】

年齢にかかわらず、いつまでも働き続けられる制度を確立したうえで、高齢者にとって身体的負担の少ない職種への転換を図ったり、個人個人の希望に沿った勤務形態を適用するなどの、柔軟な雇用管理を行っている。

【事例のポイント】

1. 働けるうちは働ける会社の実現

65歳以上の継続雇用に関する規定はなかったが、年齢の上限なく嘱託として再雇用する制度に改めた。経営理念である「限りなき挑戦を行う」に立脚し、「年齢にとらわれずに挑戦することの大切さ」を全従業員が認識することで、仕事へのモラルが向上、業績向上につながったほか、求人活動にも好影響が出た。

2. 身体的負担の少ない職種への転換コースの設定

身体にあまり負担のかからない職務に就いて、できるだけ長く働き続けたいと願う高齢従業員の希望に沿ったもので、職種転換後の本人のモチベーションは高く、職場の活性化にもつながっている。

3. 高齢従業員の“頑張り”を賞与に反映

高齢従業員に支給される賞与は少額ではあるが、算定には人事考課が織り込まれるため、本人の頑張りが支給額に反映される仕組みになっている。「働くモチベーションアップ」への動機づけになっている。

4. 社内呼称の利用

元役職者に対しては、例えば現役時に「次長」であったものは「サポート室長」というような呼称を用いることで、現場のギクシャク感を解消し、組織運営の円滑化を図ることができた。

5. 技能伝承

高齢従業員が講師となって営業系の技能研修を実施している。営業職のみならず事務職も含めた集合研修は内勤の従業員の顧客対応にも研修効果が表れるなど、有益な研修になっている。

6. ドライブレコーダーの導入による安全運転意識の向上

ドライブレコーダーの導入により交通安全意識が高まり、安全実績が数値的にも表れている。

7. 高齢従業員による運搬作業の重量制限

“高齢者には重たいものを持たせない！”を全社に徹底。従業員同士が協力し合うことの大切さを説いている。

○活躍する従業員からのメッセージ

それぞれの体力・能力に見合った仕事量ですので、体力の限界などを感じることなく長く勤務することができています。

（Aさん 77歳 本社 物流担当）



○企業からのメッセージ

年齢を意識せずに就労できる会社を目指しています。人生100年時代においては、働く意欲のある方に長く働くことができる環境を提供することが会社の役割と考えています。

（代表取締役 前西 衛 様）

令和元年度 高齢・障害・求職者雇用支援機構 理事長表彰特別賞

猪山タクシー株式会社（大阪市東淀川区）

デジタル化・IT化による業務の効率化、安全運転・健康管理を徹底して
事故リスクと安全確保を工夫

業種：道路旅客運送業（タクシー業務）
社員数：105名
社員に占める高齢労働者（60歳以上）の比率：74%
定年年齢：70歳
定年後の継続雇用：年齢上限なし
社員の最高年齢者：80歳
※いずれも受賞当時の状況です



○高齢者が働きやすい職場づくりのために行った改善や工夫

【概要】

定年を70歳に引き上げ、かつ定年後も健康であれば希望者全員就業を継続できる「生涯現役」で働ける会社の実現を目指している。ITを活用し、安全運転・健康管理を徹底している。

【事例のポイント】

1. 「生涯現役」で働ける会社へ制度改正

65歳定年を70歳定年に引き上げ、また、定年70歳以降も、健康であり、意欲があれば上限年齢制限なく再雇用する継続雇用制度に改正した。年齢に関係なく働けることが明文化されたため、生活設計を立て安心して働くことが出来るようになったと好評である。また、従業員のモチベーションが上がり、生涯現役という意識が浸透し、また、採用難を脱却して人材確保が可能となった。

2. 活躍の場の提供と働きやすい職場の工夫

希望に応じ、宿直担当業務、洗車業務等、新たな高齢者の活躍の場を用意することにより、高齢社員が長く安心して働ける職場環境を整えた。勤務シフトの作成を、従業員希望を第一優先とし、短時間勤務でも不利益にならないよう、シフト制度の工夫を行っている。

3. 健康管理の徹底

年2回の健康診断とオプションの「糖尿検査」を会社負担で実施。また、産業医による健康相談の受診を勧めることにより、健康診断の受診率が100%となっている。

4. IT化による安全運転の推進

・無事故・無違反者の年間表彰、大阪府無事故無違反チャレンジコンテストへの参加（優良賞を毎年受賞）により、無事故・無違反意識の啓発に努め、無事故・無違反者が増加した。

・タクシー乗務員は、入社時に、認証カメラによる本人確認、免許証の読み取り、アルコールチェックと記録を行っている。また、運行終了後にETCカード内データとデジタコデータをコンピュータ入力し、乗車記録と照合確認し運行記録簿を管理。デジタコデータ分析により、安全運転の結果が自動的にプリントされ、運行管理者は、乗務員に安全運転指導を行っている。

・交通事故の未然防止は、最大の課題であり、高齢ドライバー増加のなかで、事故リスクを減らし安全をどう確保するか、話し合う機会が増えた。また、日々の管理をコンピュータ管理で省人化を図っていることで、ムダが少なくなっている。コンピュータの導入により、業務日報の入力と確認が非常に簡単になり、高齢者にありがちなミスが防げるようになっていく。

○活躍する従業員からのメッセージ

現在、社員の平均年齢は66歳。
社員の方の声を紹介します。
「自分のペースで無理せず
ゆっくり働ける働きやすい会社です。
少しでも長く働きたいです。」
(Bさん 68歳 乗務員)



○企業からのメッセージ

高定着率が自慢の会社です。
社員の皆様の体調や勤務希望に
沿った職場運営のたまものだと
考えております。
(代表取締役会長 西川 素子 様)



事例サイトの紹介

「65歳超雇用推進事例サイト」は、高齢者がいきいきと働き、企業内で戦力として活躍できる制度や雇用環境を創意工夫によって整備された企業の事例をインターネット上で簡単に検索できるWebサイトです。キーワード、改善事例の内容、企業規模、業種などによって参考事例を検索できます。

「65歳超雇用推進事例集」の掲載事例、「コンテスト入賞企業等の事例」を掲載しています。最新の企業事例情報を随時公開しますので、ぜひご活用ください！



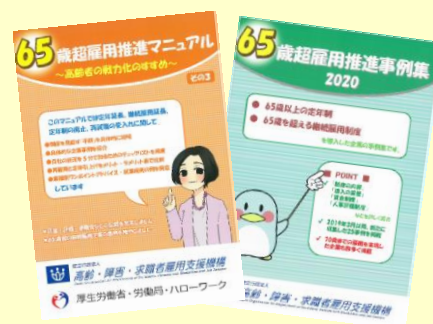
65歳超雇用推進事例 検索

「65歳超雇用推進マニュアル」 「65歳超雇用推進事例集」シリーズ

高齢者を戦力化するために様々な取り組みがありますが特に、「制度面」として、定年年齢の65歳以上への延長（または廃止）、65歳を超える継続雇用延長などは、有効な一手段となります。

マニュアルでは制度の導入・改定手順を、事例集では実際に取り組んでいる先進企業の事例を掲載しています。

なお、改正高齢者雇用安定法に対応した新たなマニュアルを令和3年2月に刊行予定です。



65歳超雇用推進マニュアル 検索

高齢者社員の戦力化についてのご相談は・・・

高齢者戦力化のための条件整備について
65歳超雇用推進プランナー
高齢者雇用アドバイザーにご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理などの諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理経験者
- 経営コンサルタント
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 学識経験者 など



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な相談・助言を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること



〇お問い合わせは、当機構 大阪支部のホームページから
高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部 TEL 06-7664-0782

大阪支部高齢者活躍企業 検索